

速報第3095号 R1.10.2発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	元年・3定 予算特別委員会 10月1日	質 問 者	真下 紀子 議員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
一 校舎等のアスベスト対策について 中皮腫などの健康被害を引き起こすアスベストは、2006年、原則使用禁止となりました。私は、2014年、道のアスベストマニュアルの不備を指摘して、マニュアルは改正されたわけですが、通学する子どもたち等の健康被害を防ぐ立場から、学校校舎等におけるアスベスト対策について、以下伺ってまいります。 (一) 調査結果について 文科省は、2005年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、その後ですねフォローアップ調査を行っています。2014年の石綿障害予防規則の改正を受けて、保温材などが追加されたことから、特に飛散の危険性が高い室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材及び煙突用断熱材の使用状況を14年度、16年度に続き18年10月1日時点の全国一斉調査を実施しています。文科省の調査で、煙突アスベストのうち、劣化や損傷を確認されたのが8道県で発見され、北海道が29と最多となっていると報道されました。そこで改めて、道内の調査結果についてお示し願いたいと思います。 (二) 点検方法について 実態が見えてきているわけですが、以前、道立学校の職員が調査をするときに、煙突を下から覗いて写真を撮るというような点検方法がとられていたことが問題になりましたが、今回の点検方法は、どのような人が、どのように実施をしたのか。粉じんの飛散の恐れのあるものの点検ということですが、防塵マスクや作業服を着用したり、また専門家が実施したのか伺います。 (三) 劣化、損傷への対応について 道有施設については防塵マスク着用ということなんですが、市町村については確認をされてないと、市町村の方が、確認をすべきだとは思いますが、でも、マニュアルをですね適正に遵守して実行するということとは、くれぐれも伝えていただきたいというふうに思います。それで、劣化・損傷がある保温材及び煙突用の断熱材を保有する機関等に関して、道教委は今年9月2日付けの通知で、詳細に対応を求めているわけですが、これまで道教委はどのように対応して、現状どこまで到達しているのでしょうか。 (四) 使用調査未完了への対応について 着実に減少はしているんですけど、まだ残っているということで、この対策をですね着実に進めることが、これからも必要となってくるし、早急にですね、終了させなければならないというふうに思います。同様にですね、使用調査未完了についても、調査の早期完了を求めているわけですが、道教委はこれに対しても、どのように対応して、現状どこまで到達をしているのか伺います。		(施設課長) 煙突アスベストの調査結果についてであります、平成30年10月1日現在で、煙突用断熱材を使用している1,159校、1,920本の煙突のうち、568校776本でアスベストを含有している断熱材を使用しておりまして、アスベストを含有している断熱材に劣化、損傷等がある煙突を保有する学校は、29校、31本でございました。 (施設課長) 点検方法についてであります、道教委では、道が策定しました「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」に基づき、原則として、防塵マスクを着用した学校職員が目視により点検を実施しております。また、学校施設の設置者である市町村に対しましては、道の点検マニュアルを参考に実施するよう指導・助言をしているところでございます。 (総務政策局長) 劣化・損傷への対応についてでございますが、道教委では、市町村に対し、各種会議等におきまして、除去や囲い込み等の処置を講ずるよう指導・助言するとともに、本年9月、改めてアスベスト対策に万全を期すよう通知をしたところでございます。 現在、劣化、損傷がございます室内等に露出した保温材等を保有する学校はなく、劣化、損傷等がある煙突を保有する学校は、前回の調査結果である平成28年10月1日現在18市町村の116校から、平成30年10月1日現在5市町の29校と、87校の減少、また、劣化、損傷等のある煙突の本数は、平成28年10月1日現在の133本から平成30年10月1日現在で31本と102本の減少となっているところでございます。 (施設課長) 使用調査未完了への対応についてであります、道教委ではこれまで、市町村に対し、各種会議等において、アスベスト使用の有無について早期に調査を完了するよう要請してきたところでございます。調査未完了の学校は、前回の調査結果である平成28年10月1日現在35市町村の269校から平成30年10月1日現在で道及び12市町村の61校となり、208校減少しており、今年度中に全ての学校で調査を完了する予定となっております。		施 設 課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
(五) 情報提供について 道を含む61校となったということなんですけど、随分時間がかかって完了予定になっているんだなというふうに思います。 次に、アスベストに関する情報の公開についてです。道教委の通知では、ホームページ等を活用するよう求めているわけですが、調査結果は、保護者や近隣住民に、適切に知らされているのでしょうか。	(総務政策局長) 情報提供についてでございますが、アスベストに関する情報の公表は、ホームページ等の活用を検討するほか、特に劣化、損傷等がある煙突を保有する学校のある市町村におきましては、その劣化、損傷の状況や処置計画を保護者に対し適切に情報提供を行うよう指導しているところでございます。 劣化、損傷等がある煙突を保有する学校の設置者5市町のうち、先月末現在、学校だより等で保護者にお知らせしているのは3つ、ホームページに公表しているのは1つとなっております。 道教委といたしましては、市町村に対し、劣化、損傷等がある煙突の状況や処置計画等を、引き続き保護者等に適切に情報提供するよう働きかけますとともに、公表状況を定期的に把握してまいります。	施 設 課
(再質問) (五) 情報提供について 道教委自身もですね、情報提供を求めているという状況なんですけども、一刻も早い対策が必要だけれども、そのまま置かれていて、吹きさらしで、どこでばく露しているのかわからないと、近隣住民も、不安に思ってしまうわけですね。ですから、情報公開されないというのは、これは情報公開を求めている道の対応としてですね、市町村に丸投げばかりしているのではなくて、責任が無さすぎるのではないかというふうに思うわけです。情報の提供について、道教委としても、責任を持った対応というのをきちっと取るべきじゃないでしょうか。	(教育部長) アスベストに関する情報提供についてでございますが、国は劣化、損傷等がある煙突の状況や処置計画等を、保護者等に情報提供するよう市町村に求めているところでありまして、道教委ではこれまでも会議等を通じ、情報提供するよう働きかけてきたところでございます。 今後とも、該当市町村に対しては、幹部が直接赴くなどしてですね、働きかけをしてまいる考えでございます。	施 設 課
(六) 今後の取組について きちっと調べて知らせることが、不安の解消にもなるといいますし、対策を早めてほしいという声も出てくるというふうに思いますけども、きちっとやっていただきたいと思います。それとですね、ビルなどの解体・改修に際して、今後、アスベストを使ったすべての建物が大気汚染防止法の規制対象となる見通しとなりました。道内の学校校舎等においても厳密に対応が求められることとなるわけですが、今後、アスベスト対策にどのように取り組むのか伺います。	(教育部長) 今後の取組についてでございますが、学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場でありまして、安全で安心な教育環境の整備は最優先で取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。 道教委といたしましては、各学校の除去等の処置計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、解体・改修の際のアスベスト対策について、市町村に対し、情報提供や技術的な指導・助言を行うとともに、必要な財政支援について国へ要望するなど、適切かつ迅速なアスベスト対策に取り組んでまいります。	施 設 課
(指摘) 私やっぱり、道教委の方にも、対応をしっかりやっていただかなきゃならないと強く思っているわけです。2016年11月の議会議論の中で、アスベスト台帳というのをしっかり作って、そして災害時のアスベストの飛散対策の準備を日頃からしておかなければならないと総務省から通知が出ているわけです。これでアスベスト対策急ぐ契機になったわけなんですけども、学校は災害時の避難場所にもなっているわけです。その時にですね、きちっとアスベスト対策が取られていないと、というか、アスベストがあるかどうかということもわかっていないとですね、ただ煙突だけではなくて、施設そのものに使われている場合、損傷があったときに、どう対応するか、そこまで考えて、道教委としても対応していかなければならないということを、今回は指摘だけしておきたいと思います。		
二 民間英語試験の利用中止等について 2020年度から大学入試センターに代わって行われることになっている大学入試共通テストで、英語は民間の検定試験を利用することになっています。 しかし、全国高等学校長協会は、延期及び制度の見直しを求めるという異例の事態となっており、中止を求める声は、日増しに広がっています。 日本共産党の国会議員団としても、大学入試共通テストへの英語の民間検定試験の利用の中止を求めて申し入れを行ったところですけれども、以下、伺ってまいりたいと思います。		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
(一) 英語の民間検定試験の諸課題について 民間英語検定試験の多くは実用英語が中心であって、中学・高校の基礎的な学習という英語授業の本来の目的とはかけはなれているだけでなく、事業者ごとの検定水準の違い、高額な受験料が低所得世帯に重い負担となることや、都市圏中心の受験会場の設置と交通費など宿泊費もかかるかも知れませんけれども、入試の機会均等、公平性が保障されないという問題が明らかになっています。 英語の民間検定試験の導入に対して、道教委としてどうお考えになっているのか伺います。 (意見) 広域な本道では、影響が非常に大きいと思います。生徒や保護者に対する負担が大きくなるということなのですが、少し具体的に伺います。	(学校教育局長) 民間の英語資格・検定試験についてでございますが、国は、大学入学共通テストにおいて、高等学校学習指導要領で生徒に身に付けるべき英語の4技能を適切に評価することを目的として、民間の英語資格・検定試験を活用することを示しております。 道内におきましては、生徒や保護者、教員から、スケジュールどおり混乱なく試験を進めてほしいとの声がある一方で、地方の高校では、検定試験に係る準備や交通費などの経済的な負担が大きいという声もあるところでございます。 道教委といたしましては、生徒が進路実現に向けて自らの能力を十分に発揮できるように、環境を整備し、公平性を保障するよう国に要望しているところでございます。	高校教育課
(二) 英語の民間検定試験と学校の授業との違いについて 英語の民間検定試験と、高等学校で実施している授業とはどこに違いがあるのか、示していただきたいと思います。 (意見) 道立高校できちっと対応できるということでしたね。子どもたちは塾に通わなくてもいいわけですよ。しかし、実際には塾に通わないと合格できないという実態があるわけですから、そのところはどうかというふうに思います。	(高校教育課長) 学校の授業との違いについてでございますが、文部科学省におきましては、各資格・検定試験の4技能試験の実施内容と、高等学校学習指導要領が設定している目標や内容と齟齬がないことを確認しているところでございます。 道立高校におきましては、これまでも授業を通して、英語でのコミュニケーションに必要な4技能を総合的に育成することとしてきており、民間の英語資格・検定試験にも対応できるものと考えているところでございます。	高校教育課
(三) 検定による経済的負担と、受験機会の公平性について 道教委では、受験者の負担について、地方から受験地に移動する時間や交通手段、宿泊などの負担をどのようにお考えになっているのでしょうか。また、受験機会がそれでも公平だと言い切れるのかどうか伺います。 (意見) 国に要望したと言いますけれども、これまで13市町25会場で試験が行われていたと、だけど、今回は5会場、それも本当にどうなるか分からないわけですね。そうしたことが、差が生じて負担になると、公正ではないということが今問題となっているわけで、国に要望したからいいということではないということをはっきりと申し上げておきたいと思います。	(高校教育課長) 経済的負担についてであります。道内におきましては、路線バスや自家用車のほか、フェリーやJR等を利用したり、受験日の前後に受験地で宿泊をしたりする受験生がいますと認識しております。 こうした状況を鑑み、これまで道教委では、広域分散型の本道において、受験者や保護者の経済的負担を軽減することや、居住地によって差が生じることがないよう国に要望してきたところでございます。	高校教育課
(四) 出題問題等の公開について 大学入試においては、これまで問題が公開されてきました。そのため、出題ミスが指摘をできましたし、解答についても、こちらが正答だということが指摘をできたわけですね、これまで一部の大学についてですね、そのようなことがあったと、しかし、その後、この出題問題を公開するということは、そういう意味があるというふうに思うわけです。 出題ミスが訂正されただけではなくて、訂正されることによって受験生の可否が公正に判断をされることに繋がったと考えられます。 今回導入されようとしている英語の民間検定試験では、出題問題と解答の公開については実施主体に	(学校教育局長) 民間検定試験についてでございますが、大学入試センターにおきましては、実施主体に対して、大学入試英語成績提供システムへの参加要件として、資格・検定試験が日本国内で広く実施された実績があることや、高等学校学習指導要領との整合性が図られていること、採点の公平性・公正性や質を確保するための方策を公表していることなどを要件として示しております。 また、試験の内容、実施体制及びテストの信頼性・妥当性等について、第三者機関による評価又は第三者が参画する厳格な自己評価が行われていることを求めています。全ての試験実施主体が的確な評価を実	高校教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
よって対応が異なっていると聞いております。これでは、出題問題の正否、解答の正誤が分からず、公正な判断ができるのかどうか、確認のしようがないと考えるんですけれども、道教委はどのようにお考えでしょうか。 (意見) それは無責任すぎるんじゃないですか。道教委は道立学校の教育で対応できるというけれども、解答も何も分からない、そんなことに本当に対応できるのでしょうか。甚だ疑問だと言わざるを得ません。 (五) 利用する大学の状況について それから文科省の対応も非常におかしいです。今年6月4日になってからですね、試験の方法に大きな変更がある場合は、2年程度前に予告・公表するよう大学に求めた局長通知を出しているんですけれども、全く間に合っていないわけです。大学の状況をちょっと伺いますけれども、英語の民間検定試験を利用する大学について、現在公表されている状況をお示しください。 (意見) 公表前にしてですね、早く大学が決定しないとペナルティーを科すというような報道もされておりますけれども、全く間に合っていないわけです。 (六) 英語の民間検定試験利用の場合の受験準備期間等について それで、今年の7月に全国高等学校長協会は、公正・公平に不安解消を求めたわけですけど、それが実施されないということで、9月10日に不安解消にはほど遠いと指摘して、諸課題を解決しないまま開始することは極めて重大、「延期及び制度の見直し」を求めているわけです。道教委は、このことについてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。 (意見) 速やかに文科省が、そして大学がですね、対応すれば、まるで問題無いかのような答弁なんですけどね、本当にそうなんですか。受験前に何年もかけて準備するわけですよね。子どもたちはね。親もそうです。そうした時に、いらぬ混乱を持ち込んでと言わざるを得ないと思うわけです。 (七) 制度の見直しについて 道教委は文科省に何を求めてきたのでしょうか。ちゃんと、こうした諸課題があるということを文科省にきちんと示して、諸課題の解決まで実施時期を延期したり、教育現場や専門家の意見をよく聞いて制度の見直しを図って欲しいと求めるべきではなかったかと思うんですけれども、教育長はいかがですか。 (意見) 今回の民間英語検定の導入というのは、やはり理解が深まっていないとか、準備が整っていない中	施するものと考えております。 (高校教育課長) 利用する大学についてでございますが、文部科学省によると、本年1月末現在、民間の英語資格・検定試験の利用については、国立大学は、82大学中74大学が利用し、1大学が利用しない、7大学が未定。公立大学は、82大学中69大学が利用し、2大学が利用しない、11大学が未定。私立大学は、528大学中207大学が利用し、23大学が利用しない、297大学が未定であり、1大学が無回答であります。こうした中、道内の公立大学におきましては、13大学中10大学が利用し、1大学が利用しない、2大学が未定であると承知しております。今後、各大学が9月中に文部科学省に報告し、10月中に文部科学省がとりまとめ、公表するとしているところでございます。 (学校教育局長) 受験準備期間等についてでございますが、文部科学省の通知では、現在、高校2年生である、令和3年度大学入学者選抜の受験者は、今年の11月以降、大学入試英語成績提供システムの共通IDを申し込み、令和2年4月から12月までの期間に、試験を受験する必要があるとされておりまして、離島・へき地居住者等の受験者については、令和2年4月以前に受験することが可能となっております。 対象生徒は高校入学以来、各学校において、こうした国や大学入試センターが示してきました日程等に基づいて、進路指導を受け、準備を進めてきておりますが、現段階で試験の実施時期や会場について、詳細が公表されていないことから、できるだけ速やかに示されるべきだと考えております。 (教育長) 英語資格・検定試験についてであります。道教委ではこれまで、民間の英語資格・検定試験の活用に当たりましては、高等学校長協会やPTA連合会などの意見を踏まえ、受験者や保護者の経費負担の軽減や、居住地による均等な受験機会の確保など、教育の機会均等を実現するための条件整備について、全国都道府県教育委員会連合会と連携して、国に要望してきたところでございます。 今後とも、道教委といたしましては、民間の英語資格・検定試験に関する国の動向を注視しながら、均等な受験機会の確保の視点に立った条件整備や、日程、会場など受験者にとって重要な情報の速やかな提供について、引き続き、国に対し強く要望してまいります。	高校教育課 高校教育課 高校教育課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
で強行しようとしている姿勢が見られると思います。教育にとって強制というのは、一番やってはいけないことですよね。それを大学にペナルティーまで科すという脅しながいのことをやって、文科省がその公表を求めるというやり方というのは、最も教育に馴染まないことだと思います。 ですから、この民間検定試験を強行するというのは、やはり一度立ち止まって考え直すべきだと思いますし、そうした声をですね、現場と一緒に道教委の方から挙げていただくことを求めて、質問を終わります。		